

ご加入にあたって

❶ご契約に際しては、P.16～のマイカー共済 ご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)を必ずご確認ください。

注意

- 加入申込書に★印が付された項目は「告知事項」、☆印が付された項目は「通知事項」です。加入申込書の告知欄は必ずご確認ください。正確にご記入ください。「告知事項」の記載内容に誤りがある場合や「通知事項」に変更が生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがあります。
※契約期間中に買い替え等により、契約車両(被共済自動車)に入れ替えが生じた際には必ずご通知ください。ご通知いただけなかった場合は、共済金のお支払いができないことがあります。
- 加入申込書を審査した結果、適用等級や過去の事故歴等によっては、交運共済では契約をお引き受けできない場合があります。

個人情報取り扱い

自動車保険情報 交換制度について

交運共済は、契約の締結または共済金の適正なお支払いのために、損害保険会社等が協力して運営する自動車保険情報交換制度に参加し、契約・事故内容に関する個人データを共同利用いたします。この目的以外に他の損害保険会社等と個人情報を共同利用することはありません。

加入後の契約内容変更について

注意

加入後に契約内容を変更される場合はお手続きが必要となりますので、すみやかに交運共済までお申し出ください。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて交運共済までお申し出ください。変更についてのご連絡をいただけなかった場合、事故の際、共済金のお支払いができない場合がありますので、ご注意ください。

契約内容の変更例

車の買い替えなどによる 契約車両の変更

新しいお車を取得された場合は、変更申込書にてすみやかに変更手続きをお願いします。また、変更の承認後、掛金の追徴・返還をする場合がありますのでご了承ください。

車を廃車・譲渡した場合

交運共済までお申し出いただき、解約手続きをお願いします(解約日をさかのぼることはできませんのでご注意ください)。所属する団体を通じてご加入の場合は所属団体を通じて交運共済までお申し出ください。手続き後、返還金がある場合は交運共済より返還いたします。なお、当面お車を購入される予定がない場合には、無事故割引等級が7等級以上で一定条件を満たす場合は、契約を「中断」し、将来(10年以内)にお車を購入された際、無事故割引等級を引き継ぐことができます。

運転者の年齢条件の変更、 住所の変更等

変更申込書をご利用のうえ、各種条件や、契約内容の変更手続きをお願いします。

車検証の名義や登録内容の変更の場合

※車検証の住所や所有者の名義が変更になった場合、移転登録等の手続きを15日以内に申請するよう法律(道路運送車両法)によって義務付けられています。変更されないと、リコールの案内・税金のお知らせが届かないなど、トラブルの原因となりますのでご注意ください。

その他補償内容の変更等についても、交運共済までお申し出ください。

※詳細につきましては、「ご契約のしおり」または交運共済ホームページ(<http://www.koun.or.jp>)をご参照ください。